

全剣連居合道の綱紀問題について

平成29年11月6日

全剣連副会長兼専務理事

全剣連居合道の綱紀問題については、本年1月10日に「諮問予備審査会」が調査を開始して以降、

延べ28人からの事情聴取、詳細な調書の作成と証拠の検証等を経て、30回に及ぶ会合を経て、6月20日に、関係者の綱紀処分の当否につき「綱紀委員会」への職権諮問を行うべき旨、意見具申が提出されました。

この意見具申に基づき全剣連会長は、7月4日に綱紀委員会に対して諮問を行い、綱紀委員会からは、被審査者からの尋問を含めた10回の会合による審査を経て、11月1日付けで、答申書が提出されました。

この諮問予備審査会及び綱紀委員会による調査、審査の過程で、全剣連居合道においては「審査に近接した時期に金銭を授受する不適切な慣行が古くから存在した」ことが認定されました。また綱紀

委員会の答申では、この「不適切な慣行の下に金銭授受に関与したことが明白な」元居合道委員長、元委員、元審査員（以下では「元審査員等」）及び受審者に対して、綱紀処分を行うことが適当である旨の意見が付されました。

この綱紀委員会の答申を受けて、全剣連会長は、11月6日付けで、上記の関係者に対し、責任の重さに応じて、個人会員資格ないし称号・段位の自主返上・停止などの綱紀処分を行いました。

なお、綱紀処分の対象となった元審査員等が金銭授受を率直に認め、深く反省していることから、全剣連綱紀委員会規則に基づき、一定期間その処分の執行を猶予することとしています。

また、上記綱紀処分の対象となった元審査員等に対しては、少なくともこの執行猶予期間中は、「全剣連居合道の公式行事への関与を一切自粛すること」、及び「後進の居合道委員会による居合道界改善の努力を静粛に見守ること」の二点を誓約する誓約書の提出を求めております。

全剣連居合道における「不適切な慣行が長く温存されてきた」背景には、次のような事情があることが確認されています。

①居合道の審査には、その評価に際して主観的要素の占める割合が多いため、審査員の知遇を得ることが有利と考えられていた。  
②高位の称号・段位審査では、居合道委員が審査員を兼ねる状況が長年続いており、審査員の氏名が受審者にも知れ渡っていたため、審査前に容易に接触できた。

③一旦審査員に任命されると、任期を長年にわたって継続する慣例であった。  
④居合道審査では古流が重視されたため、大きな流派の頂点に立つ者が、審査に強い影響力を及ぼしていた。

⑤以上のような事情があいまって、全剣連居合道の指導的立場にある数人が、全剣連居合道全体について、有形無形の統制を及ぼす状況をもたらした。

全剣連では、調査で判明した全

剣連居合道のこれらの問題点に対応するため、以下のような施策を既に実施し、今後更に改革を進展させることとしました。

- ・居合道委員会については、メンバーを一新し、任期を2年とする。
- ・昇段審査に関して、審査委員氏名を、審査当日まで徹底的に秘匿する。
- ・居合道委員を審査員候補から除外する。
- ・昇段審査の実技審査の対象から古流を除き、全剣連制定居合のみによる。

こうした改革を受けて、本年5月の実施予定を見合わせていた居合道八段位の昇段審査については、11月24日に改めて実施することとしました。

また新たな居合道委員会は、会員各位に対して、「金銭授受に関わる倫理観」を厳しいものとするよう注意喚起を行うとともに、全剣連居合道の襟を糺すため、講習会・大会における「土産等の授受」を厳に自粛すべき旨を呼びかけております。